

地域生物多様性増進法について

千葉県自然保護課生物多様性センター

鈴木 健太

今日の次第

増進法策定の背景について

主な策定事項

生物多様性維持協定について

自然共生サイトの認定について

認定された際のメリット

増進法策定の背景

- 令和4年12月に新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択。
- 我が国も生物多様性国家戦略を改定し、2030年までの「ネイチャーポジティブ」※1の実現と、このために陸と海の30%以上を保全する「30 by 30」の目標を掲げた。
 - ➡ 生物多様性が豊かな場所を維持する活動に加え、管理放棄地等において生物多様性を回復・創出する活動も対象になる。
- この目標の達成には、里地里山、企業緑地や都市の緑地等の身近な自然など、OECM（その他の効果的な地域をベースとする手段）※2の設定促進が必要。
- 企業経営においても、TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）※3の流れもあいまって、生物の多様性や自然資本の重要性が高まっている。

※1 自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させる

※2 保護地域以外で生物の多様性の保全に資する地域

※3 自然資本等に関する企業のリスク管理と開示枠組みを構築するために設立された国際的組織

主な策定事項

地域における生物の多様性の増進のための活動の促進 ※維持、回復又は創出

(1) 増進活動実施計画等の認定制度の創設

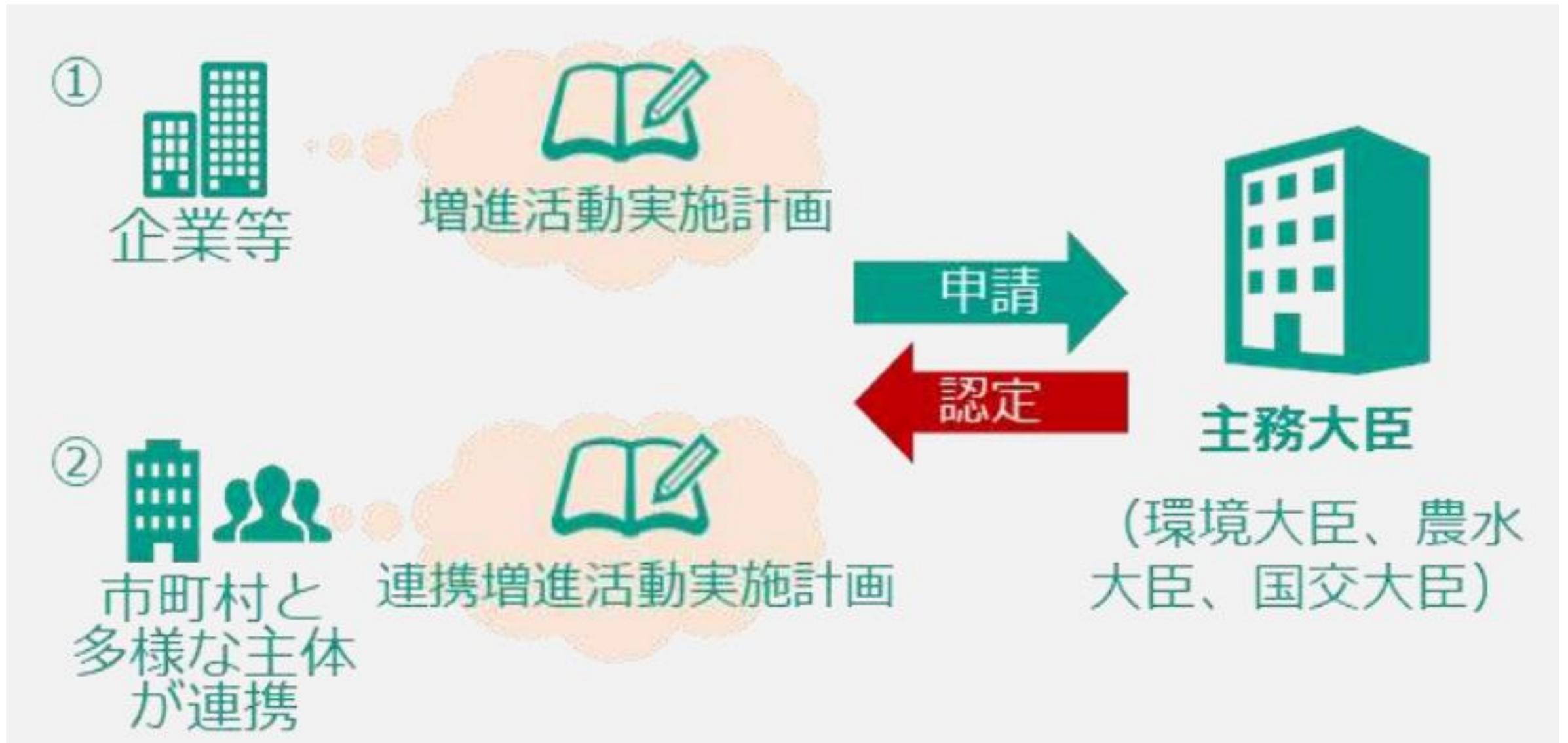
- ① **企業等**が、里地里山の保全、外来生物の防除、希少種の保護といった生物多様性の維持・回復・創出に資する「**増進活動実施計画**」を作成し、**主務大臣が認定**。
- ② **市町村**がとりまとめ役として多様な主体と連携して行う活動を「**連携増進活動実施計画**」として主務大臣が認定。

 ①、②の認定を受けた者は、その活動内容に応じて、自然公園法・自然環境保全法・種の保存法・鳥獣保護管理法・外来生物法・森林法・都市緑地法における**手続のワンストップ化・簡素化**といった**特例**を受けることができる。

(2) 生物多様性維持協定

 (1) の②の認定を受けた市町村は、土地所有者と「**生物多様性維持協定**」を締結することができ、**長期的・安定的に活動が実施**できる。

主な策定事項



生物多様性維持協定について

【生物多様性維持協定】

- **認定連携市町村**は、認定連携増進活動実施計画の実施のため必要があると認めるときは、**認定連携活動実施者及びその認定連携増進活動実施計画に係る区域**（海域を除き、生物の多様性が維持されている区域に限る。）内の**土地の所有者等と協定**を締結して、当該土地の区域内の連携地域生物多様性増進活動を行うことができるものとする。
- 生物多様性維持協定は、協定区域内の土地の所有者等の全員の合意を得なければならない。
- 認定連携市町村による公告のあった協定は、その公告のあった後において協定区域内の土地の所有者等となった者（**相続人等**）に対しても、**その効力があるものとする**。



土地の所有者等の協力が活動の継続に不可欠であることを踏まえ、市町村が作成した「連携計画」に基づき、長期安定的に活動を実施するための協定制度を設ける。



※締結した土地に税制上の措置あり

自然共生サイトの認定について

- 環境省では、民間の活動等によって生物多様性の保全が図られている区域（森林、里地里山、都市緑地、沿岸域等）を「**自然共生サイト**」として認定する仕組みを令和5年度から開始。
- ネイチャーポジティブに向けた民間等の活動をさらに促進するため、「**地域生物多様性増進法**」が令和7年4月1日に施行。
自然共生サイト相当の生物多様性が豊かな場所を維持する活動に加え、管理放棄地等において**生物多様性を回復・創出する活動も認定の対象**に。
- 申請主体は**企業が約半数**で、地方公共団体やNPO等様々な主体が参画。

<自然共生サイトの経緯>

2020年	12月	検討開始
2022年	4月	30by30ロードマップ公表
2022年	12月	昆明・モンテリオール生物多様性枠組採択
2023年	4月	自然共生サイト制度の開始
2023年	10月	自然共生サイトの初認定
2024年	4月	地域生物多様性増進法成立
2025年	4月	地域生物多様性増進法施行
	9月	令和7年度第1回認定
	12月	令和7年度第2回認定

自然共生サイトの認定について

【法律上の特例】 → 認定により、自然公園法等の手續をワンストップ化・簡素化

① 保護地域等における行為規制等の特定

法律	対象地域	特定の対象とする行為の例
自然公園法	国立公園及び国定公園	<ul style="list-style-type: none">・ 森林の伐採（木竹の本数の調整、整枝等）・ 工作物の新築（自動撮影カメラや赤外線センサーその他の動植物の生育・生息状況をモニタリングするために必要な小規模な機器又は防鹿柵等）等
自然環境保全法	自然環境保全地域	
種の保存法	生息地等保護区の管理地区	
鳥獣保護管理法	鳥獣保護区の特別保護地区	
都市緑地法	緑地保全地域及び特別緑地保全地区	
森林法	地域森林計画対象民有林	
		<ul style="list-style-type: none">・ 伐採等の届出

自然共生サイトの認定について

【法律上の特例】 → 認定により、自然公園法等の手續をワンストップ化・簡素化

② 関連法令の認定みなし

対象制度	対象制度の概要
特定外来生物の防除 (外来生物法)	民間等による特定外来生物を計画的に防除する計画について、環境大臣等の認定を受けることにより、特定外来生物法及び鳥獣保護管理法の規制の一部が不要となる。
生態系維持回復事業 (自然公園法、自然環境保全法)	民間等による国立公園等におけるシカ対策等の事業について、環境大臣等の認定を受けることにより、国立公園等における許可等が包括的に不要となる。
保護増殖事業 (種の保存法)	民間等による国内希少動物種の保護等の事業について、環境大臣の認定を受けることにより、種の保存法による規制が包括的に不要となる。

自然共生サイトの認定について

【全国の自然共生サイト】

全国では**485**か所の企業及び団体が自然共生サイトに認定されている。

【千葉県内の自然共生サイト】

県内では**16**か所の企業及び団体が自然共生サイトに認定されている。

※令和7年12月時点



引用元：環境省 自然共生サイト検索ナビ

認定された際のメリット

- 認定により自然公園法等の手続きをワンストップ化・簡素化できる。
- 認定を受けた市町村は土地所有者と「生物多様性維持協定」を締結することができ、長期的・安定的に活動ができる。
- 認定を受け、「生物多様性維持協定」を締結した土地に関して一定の条件を満たした土地の相続税及び贈与税の評価を2割減とする税制上の措置がある。

参考HP

【環境省 自然共生サイトホームページ】

活動の手引き・申請書関係・自然共生サイトナビ

<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/kyousei/>

【ERCAホームページ】

法に基づく認定申請の受付は、独立行政法人環境再生保全機構（ERCA）で行います

<https://www.erca.go.jp/nature/>

ご清聴ありがとうございました。